

鳥羽市高等学校通学費等補助事業についてのご案内

○鳥羽市高等学校通学費等補助とは

鳥羽市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため、
高校生の通学等に係る費用の一部補助しています。対象者は、以下のとおりです。

○令和7年度分 申請受付期間

鳥羽市 HP



令和8年2月27日(金)～令和8年3月13日(金)

補助の内容について		
対象者	*鳥羽市内在住で県立鳥羽高等学校に通学する生徒の保護者 *離島に住所を有しながら、通学又は下宿等をする生徒の保護者	
補助対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
通学方法等	①公共交通機関 (近鉄、JR、バス、定期船)	②下宿等【離島地区限定】 (下宿、アパート、学生寮等)
補助額(率)	<p>離島地区の場合 定期購入額の2分の1 県立鳥羽高等学校へ通う方の場合</p> <p>定期購入額の2分の1</p>	<p>下宿等の場合 契約金額(月額)の2分の1 (但し、食費、管理費等を除く)</p> <p>※月額上限 25,000円</p>
必要書類	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・定期券(写)又は通学定期乗車券発行控(写)※対象期間中に購入したすべての定期券の写しが必要です。 ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・下宿契約書等(写) ・支払事実が確認できる領収書または振込明細書等の写し ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用
提出先	教育委員会事務局または各連絡所	
その他注意事項等	<ul style="list-style-type: none">申請書等は、教育委員会事務局と各連絡所に配置しています。鳥羽市ホームページからもダウンロードできます。定期券の写しつきましては、有効期間満了日の確認できるもの通学定期乗車券発行控の写しつきましては、通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの下宿等申請における契約書等の写しつきましては、家賃、食費、管理費等の内訳及び契約先、契約期間が確認できるもの	

【説明】

*高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校及び全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

*通学定期購入者以外の人は補助の対象になりません。(回数券、株主優待券など)

*公共交通機関を利用して通学している場合は、学校の最寄駅までが補助の対象となります。

【例:答志 ⇄ (定期船) ⇄ 鳥羽 ⇄ (近鉄) ⇄ 宇治山田 ⇄ (バス) 皇學館大前】

*補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、また近鉄、JR及び定期船については6箇月定期を基準とし、1箇月当たりの額を算定します。(バスの場合 1/12、近鉄等は 1/6 とし算定時の100円未満の端数は切捨てです。(下宿等も同じです。)

お問い合わせ先：鳥羽市教育委員会総務課 電話 0599-25-1262